富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年7月4日富山市条例第3号）（一部抜粋）

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条

３　指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2)　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3)　指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4)　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5)　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6)　緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7)　指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

５　指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第60条

第5条、第8条、第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

※「第４節運営に関する基準（第12条～第56条）のことを指します。

(準用)

第64条

第5条、第8条及び第4節 (第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条及び第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

 (準用)

第85条

第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

(準用)

第86条

第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第59条まで、第79条及び第84条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

(準用)

第90条

第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで、第65条から第67条まで、第79条及び第84条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。